

# 伊丹市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

伊丹市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務

### (2) 業務目的

本市は現在、LINE の「地方公共団体プラン」の基本機能を使い、市政情報を発信する伊丹市公式 LINE の運用を行っている。本業務は、受信者が必要な情報を選択して受け取れるセグメント配信機能や、市政情報のアクセス先についてイラスト等を用いて視覚的に認知しやすくするリッチメニューの充実など、前述の基本機能以外の機能を追加し、市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信することで市民サービスの向上を目指す。

### (3) 業務内容

「伊丹市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務委託 仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

## 2 予算限度額

委託業務に係る費用の上限は 1,826,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。提案価格（見積額）が予算限度額を超過した場合は、失格とする。

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。なお、必要に応じて下記に係る証明書類等の提出を求めることがある。

- (1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 28 日条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法第 21 条第 1 項に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

と。

(6) 破産法第 18 条第 1 項若しくは第 19 条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。本業務で導入するシステムを第三者から調達している場合は、本システムを提供する事業者がプライバシーマーク又は ISMS 認証を取得していること。

#### 4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

- (1) 提出期限：令和 7（2025）年 7 月 1 日（火）17 時 00 分まで（必着）
- (2) 提出場所：伊丹市役所総合政策部 広報・シティプロモーション課（本庁 3 階）
- (3) 提出方法：質問書（様式 1）により、以下の E-mail アドレスへ電子メールで提出すること。件名は「プロポーザルに関する質問（公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務）」とすること。なお、提出後に必ず電話にて、電子メールの着信確認を行うこと。  
(E-mail) [koho@city.itami.lg.jp](mailto:koho@city.itami.lg.jp)
- (4) 回答日：令和 7（2025）年 7 月 4 日（金）
- (5) 回答方法：回答は質問者名を伏せ、質問者及び参加申込書を提出している者すべてに回答するとともに市ホームページに掲載する。

#### 5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 企画提案書等提出書類一覧

No	提出書類	様式	提出部数
1	参加申込書	2	電子データ
2	会社概要 会社概要を補足するパンフレット等も電子データ提出可	3	電子データ
3	企画提案書 提案内容は別紙「企画提案書等作成要領」に沿ったものとする	任意	原本 1 部 副本 6 部
4	機能要件チェックリスト	4	電子データ
5	価格見積書 構築費・運用保守費・サポート費などの内訳が分かるよう記載すること	任意	1 部 データ提出可
6	誓約書	5	1 部 データ提出可
7	ISMAP のクラウドサービス登録又は ISMS クラウドセ	—	1 部（写し）

	セキュリティ認証の取得がわかる書類		データ提出可
8	プライバシーマーク登録又は ISMS 認証の取得が分かる書類	—	1部（写し） データ提出可

※ 電子データは圧縮やパスワード設定を行わず、Microsoft Office 又は Adobe Acrobat で参照可能な形式とすること。

※ No. 4～8のうち電子データで提出するものについては、データ形式は前述と同様とし電子媒体は1部でCD-R 又はDVD-R で提出すること。

## (2) 参加申込書

ア 提出期限：令和7（2025）年7月10日（木） 17時00分まで（必着）

イ 提出場所：伊丹市役所 総合政策部 広報・シティプロモーション課（本庁3階）

ウ 提出書類：①参加申込書（様式2）

②会社概要（様式3）

エ 提出方法：以下のE-mailアドレスへ電子メールにより提出すること。件名は「プロポーザルに関する参加申込書（公式LINE情報配信システム構築・運用業務）」とすること。なお、提出後に必ず電話にて、電子メールの着信確認を行うこと。

(E-mail) [koho@city.itami.lg.jp](mailto:koho@city.itami.lg.jp)

## (3) 企画提案書

ア 提出期限：令和7（2025）年7月17日（木） 17時00分まで（必着）

イ 提出場所：伊丹市役所 総合政策部 広報・シティプロモーション課（本庁3階）

（住所）〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

ウ 提出書類：①企画提案書（任意様式）：原本1部・副本6部

②機能要件チェックリスト（様式4）：電子データ

③価格見積書：1部（データ提出可）

④誓約書（様式5）：1部（データ提出可）

⑤ISMAPのクラウドサービス登録又はISMSクラウドセキュリティ認証の取得がわかる書類：1部（写し（データ提出可））

⑥プライバシーマーク登録又はISMS認証の取得が分かる書類：1部（写し（データ提出可））

エ 提出方法：持参または郵送によること。（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。）

## 6 選考審査方法等

### (1) 選考について

伊丹市公式LINE情報配信システム構築・運用業務委託に係る公募型プロポーザル審査会

(以下、「審査会」という。)を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

## (2) プレゼンテーションによる審査

プレゼンテーションは参加者が企画提案書に沿って説明及びデモンストレーションを行う。

※ プレゼンテーションへの参加は、企画提案書等の内容が仕様書の要件を満たしている事業者のみ。

ア 実施日時：令和7（2025年）7月25日（金）午後

イ 場 所：伊丹市役所

ウ 実施方法

(i) 出席者は1提案につき5名以内とすること

(ii) 1提案あたりの持ち時間は30分（説明20分、質疑応答10分）とし、後日連絡する会場及び時間により行う。

(iii) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は認めない。

(iv) パソコン等を持ち込んで説明やデモンストレーションをする場合は、事務局でモニターと接続ケーブル（PCとモニターを接続するHDMI端子）を用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは、提案者が準備すること。

## (3) 契約締結候補者の決定

提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、「7 審査基準及び配点」で示す審査基準に基づいて採点した結果、評価点数の上位1者を契約締結候補者とする。

なお、評価点数の同じものが2者以上いる時は、企画提案の内容に関する評価点数が高いものを上位として決定する。ただし、評価点数が満点の60%未満の場合は不採用とする。

また、企画提案書の提出が1者のみの場合であっても審査を実施する。

## (4) 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーションに参加した全事業者に、郵送にて令和7（2025）年7月31日（木）に電子メールで通知する。

## 7 審査基準及び配点

審査項目基準表 個人150点満点×5人=750点満点とする

分類	評価内容	配点
実施体制	・構築から運用開始までのスケジュール・フローがわかりやすく適切なものとなっているか。 ・システム導入及び運用開始後のサポートは十分か。	40

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報漏洩を防止するための対策が十分にされているか</li> <li>・障害発生時の対応が適切に示されているか</li> <li>・統括責任者・技術者など、本業務を遂行することができる体制が整っているか。</li> </ul>	
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホの画面サイズにふさわしい設計で、行政情報を分かりやすく伝える工夫が実現できるか。</li> <li>・年代を問わず、利用者が迷いなく操作できる仕組みとなっているか。</li> </ul>	15
管理者機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理画面がわかりやすく、操作しやすいものになっているか</li> </ul>	5
独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者・管理者の利便性向上や友だち数増加に資するアイデア・ノウハウなど積極的な追加提案があるか。</li> </ul>	20
機能要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能要件チェックリスト（様式4）「任意」項目により算出する</li> </ul>	50
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体での導入実績があり、知見や実績を有しているか。</li> </ul>	10
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算額が妥当であるか</li> </ul>	10

## 8 日程

項目	日程
公示	令和7年6月23日（月）
質問受付締切	令和7年7月 1日（火）17:00 まで
質問回答	令和7年7月 4日（金）
参加申込書受付締切	令和7年7月10日（木）17:00 まで
企画提案書等受付締切	令和7年7月17日（木）17:00 まで
プレゼンテーション審査	令和7年7月25日（金）午後
結果通知	令和7年7月31日（木）（予定）
契約締結	令和7年8月 8日（金）（予定）

## 9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) プロポーザル審査に出席しなかったとき。
- (7) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格（予定価格）を超過しているとき。

(8) 前記7に基づき審査した結果、その得点が450点に満たなかったとき。

## 10 契約

契約締結候補者選定後、発注原課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には改めて見積書を提出するものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しないと、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 審査内容に関わる質問には、一切応じない。
- (6) 採用された企画提案書について、市は提出者と協議の上変更することがある。
- (7) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。  
なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

## 12 担当部署

伊丹市役所 総合政策部 広報・シティプロモーション課

(住所) 〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

(電話) 072-784-8010

(E-mail) koho@city.itami.lg.jp